

# 医科点数表の解釈

平成 30 年 4 月版

## Web 追補 No.11 (平成31年 4 月号)

平成 31 年 4 月 12 日作成

- 以下の告示・通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
  - 平成31年 3 月11日 保医発0311第 1 号 (平成31年 3 月12日適用)
  - 平成31年 3 月14日 厚生労働省告示第62号 (平成31年 3 月15日適用)
  - 平成31年 3 月29日 保医発0329第 6 号 (平成31年 4 月 1 日適用)
  - 平成31年 4 月 2 日 厚生労働省告示第217号 (平成31年 4 月 3 日適用)
- Web 追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『[診療報酬関連情報ナビ](http://www.shaho.co.jp/shaho/2018_sinryo/index.html)』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(http://www.shaho.co.jp/shaho/2018\_sinryo/index.html)
- 以下の通知、事務連絡が発出されています。『[診療報酬関連情報ナビ](#)』の診療報酬関連情報データベースより、本追補と併せてご確認ください。
  - ・要介護被保険者等である患者に対する入院外の維持期・生活期の疾患別リハビリテーションに係る経過措置の終了に当たっての必要な対応について(平成31年 3 月 8 日老老発0308第 2 号・老振発0308第 1 号・保医発0308第 1 号)
  - ・「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の制定等に伴う実施上の留意事項及び先進医療に係る届出等の取扱いについて」の一部改正について(平成31年 3 月29日医政発0329第 8 号・薬生発0329第64号・保発0329第 6 号)
  - ・「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の制定等に伴う手続き等の取扱いについて」の一部改正について(平成31年 3 月29日医政研発0329第 2 号・薬生薬審発0329第 4 号・薬生機審発0329第 1 号・保医発0329第 3 号)
  - ・「健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する患者申出療養の申出等の手続の細則について」の一部改正について(平成31年 3 月29日医政研発0329第 1 号・薬生薬審発0329第 5 号・薬生機審発0329第 2 号・保医発0329第 4 号)
  - ・疑義解釈資料の送付について(その13)(平成31年 4 月 3 日医療課事務連絡)

頁	欄	行	変更前	変更後
557			<p>〔D023微生物核酸同定・定量検査の「12」ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出の所定点数(450点)を準用する項目として追加〕</p> <p>◇ クロストリジオイデス・ディフィシルのトキシンB遺伝子検出</p> <p>ア クロストリジオイデス・ディフィシルのトキシンB遺伝子検出は、以下の(イ)～(ハ)をいずれも満たす入院患者に対して実施した場合に限り、D023微生物核酸同定・定量検査の「12」ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出の所定点数に準じて算定する。</p> <p>(イ) Clostridium difficile (CD) 感染症を疑う場合であって、クロストリジウム・ディフィシル抗原定性検査において、CD抗原陽性かつCDトキシン陰性であること。</p> <p>(ロ) 2歳以上でBristol Stool Scale 5以上の下痢症状があること。</p> <p>(ハ) 24時間以内に3回以上、又は平常時より多い便回数があること。</p> <p>イ 本検査は、関連学会の定める指針に基づき実施した場合に限り算定できる。</p> <p>ウ 本検査を行う場合にあっては、D026検体検査判断料の「注3」に規定する検体検査管理加算(Ⅱ)、(Ⅲ)又は(Ⅳ)のいずれか及びA234-2の「1」感染防止対策加算1の施設基準を届け出ている保険医療機関で実施した場合に限り算定できる。</p> <p>エ 本検査を行う場合、下痢症状並びに本検査を行う前のCD抗原及びCDトキシンの検査結果について診療録に記載すること。</p> <p>オ 本検査とD023微生物核酸同定・定量検査の「15」細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出を併せて測定した場合には、それぞれ算定できる。</p> <p style="text-align: right;">(平 31. 3. 29 保医発 0329 6)</p>	<p>〔D023微生物核酸同定・定量検査の「12」ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出の所定点数(450点)を準用する項目として追加〕</p> <p>◇ クロストリジオイデス・ディフィシルのトキシンB遺伝子検出</p> <p>ア クロストリジオイデス・ディフィシルのトキシンB遺伝子検出は、以下の(イ)～(ハ)をいずれも満たす入院患者に対して実施した場合に限り、D023微生物核酸同定・定量検査の「12」ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出の所定点数に準じて算定する。</p> <p>(イ) Clostridium difficile (CD) 感染症を疑う場合であって、クロストリジウム・ディフィシル抗原定性検査において、CD抗原陽性かつCDトキシン陰性であること。</p> <p>(ロ) 2歳以上でBristol Stool Scale 5以上の下痢症状があること。</p> <p>(ハ) 24時間以内に3回以上、又は平常時より多い便回数があること。</p> <p>イ 本検査は、関連学会の定める指針に基づき実施した場合に限り算定できる。</p> <p>ウ 本検査を行う場合にあっては、D026検体検査判断料の「注3」に規定する検体検査管理加算(Ⅱ)、(Ⅲ)又は(Ⅳ)のいずれか及びA234-2の「1」感染防止対策加算1の施設基準を届け出ている保険医療機関で実施した場合に限り算定できる。</p> <p>エ 本検査を行う場合、下痢症状並びに本検査を行う前のCD抗原及びCDトキシンの検査結果について診療録に記載すること。</p> <p>オ 本検査とD023微生物核酸同定・定量検査の「15」細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出を併せて測定した場合には、それぞれ算定できる。</p> <p style="text-align: right;">(平 31. 3. 29 保医発 0329 6)</p>
1029	右	下から13～12行目	<p>(7) 自己血貯血は、当該保険医療機関において手術を予定している患者から採血を行い、当該血液を保存した場合に算定する。</p>	<p>(7) 自己血貯血は、当該保険医療機関において手術又はヒト骨髄由来間葉系幹細胞の投与を予定している患者から採血を行い、当該血液を保存した場合に算定する。また、ヒト骨髄由来間葉系幹細胞の投与を予定している患者に関しては、「3」自己血貯血の「イ」6</p>

頁	欄	行	変更前	変更後
				歳以上の患者の場合 (200mLごとに) の「(1)」の液状保存の場合により算定する。  (平 31. 3. 11 保医発 0311 1)
1032	右	上から 11～12 行目	K922造血幹細胞移植の同種移植を算定した場合に限り算定できる。	K922造血幹細胞移植の同種移植を算定した場合に限り算定できる。また、ヒト骨髄由来間葉系幹細胞の投与を予定している患者に対して造血幹細胞採取を行う場合は、「1」骨髄採取の「ロ」自家移植の場合により算定する。 (平31. 3. 11 保医発 0311 1)
1032	右	上から 14 行目	[次行に追加]	(平31. 3. 11 保医発 0311 1)
1396	—	上から 5 行目	(最終改正;平成30年12月13日 厚生労働省告示第414号)  [黄色網かけはWeb追補No. 8等にて改正済み]	(最終改正;平成31年4月2日 厚生労働省告示第217号)
1399	—	上から 20～21 行目	別表第 2 に記載されている医薬品を, 同年 10 月 1 日以降においては別表第 4 に記載されている医薬品を除く。) 並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品, 焼セッコウ及び別表第 3 に記載されている医薬品  [黄色網かけはWeb追補No. 7にて改正済み]	別表第 2 に記載されている医薬品を, 同年 10 月 1 日以降においては別表第 4 に記載されている医薬品を, 平成32年4月1日以降においては別表第 5 に記載されている医薬品を除く。) 並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品, 焼セッコウ及び別表第 3 に記載されている医薬品 (平成32年4月1日以降においては別表第 6 に記載されている医薬品を除く。)
1400	—	上から 20 行目	, スー ज्याヌ配合錠, オデフシイ配合錠, ジェミーナ配合錠 (1 回の投薬量が 30 日分以内である場合に限る。), トラディアンズ配合錠 A P, トラディアンズ配合錠 B P, メトアナ配合錠 H D, メトアナ配合錠 L D 及びジャルカ配合錠  [黄色網かけはWeb追補No. 8等にて改正済み]	, スー ज्याヌ配合錠, オデフシイ配合錠, ジェミーナ配合錠 (1 回の投薬量が 30 日分以内である場合に限る。), トラディアンズ配合錠 A P, トラディアンズ配合錠 B P, メトアナ配合錠 H D, メトアナ配合錠 L D, ジャルカ配合錠及びビクトルビ配合錠
1401	—	下から 1 行目	別表第 4  [黄色網かけはWeb追補No. 7にて改正済み]	別表第 6

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika\_kaishaku

[https://twitter.com/ika\\_kaishaku](https://twitter.com/ika_kaishaku)

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供, その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。